

兵庫労働局発表
平成22年3月12日

兵庫労働局労働基準部監督課
監督課長 岩村和典
主任監察監督官 竹田ゆり子
連絡先 078-367-9151
兵庫労働局労働基準部労働衛生課
労働衛生課長 井上寿洋
主任労働衛生専門官 瓜生裕一
連絡先 078-367-9153

年次有給休暇の取得率は51.3%

～ 平成21年仕事と生活の調和アンケートの結果 ～

兵庫労働局（局長：白川欽也）は、県内事業場における「仕事と生活の調和」の浸透度を測るためアンケートを実施し、その結果をまとめました。

調査項目ごとの結果は次のとおりです（詳細は、別添を参照してください）。

- 1 労使間で労働時間等の課題に関して話し合う機会を設けているとした事業場は、全事業場の**53.9%**でした。
- 2 アンケートの直前1週間に60時間以上働いた労働者は、全労働者の**1.2%**でした。
- 3 年次有給休暇の取得率（取得日数を付与日数で除した割合）は、**51.3%**でした。
- 4 心の健康対策（メンタルヘルスケア）について取り組んでいるとした事業場は、全事業場の**39.2%**でした。

兵庫労働局では、今後もアンケートを実施し、その浸透度を測っていくこととしています。

◎ アンケートの概要

1 アンケートの目的

このアンケートは、兵庫県内の事業場における仕事と生活の調和の浸透度を明らかにし、今後における当該浸透度の目標設定、行政需要等を把握することを目的として実施しました。

2 アンケートの範囲

兵庫県内に所在する労働基準法が適用となる52,000事業場を対象としました。

3 調査対象期間

原則として、平成21年6月1日現在としています。

4 調査事項等

別紙アンケート用紙のとおりです。

5 有効回答率

回答企業は3,640事業場で、有効回答率は7.6%でした。

統計表等

第1表 事業場規模別労働時間等の課題について、労使間で話し合いの機会を設けている事業場の割合

事業場規模	設けている事業場
規 模 計	53.89%
1～29人	49.40%
30～99人	58.71%
100～299人	68.09%
300～999人	84.21%
1,000人以上	100.0%
記入なし	50.00%

第2表 事業場規模別アンケート前週に60時間以上働いた労働者の割合

事業場規模	60時間以上働いた労働者
規 模 計	1.15%
1～29人	1.62%
30～99人	1.39%
100～299人	1.16%
300～999人	1.00%
1,000人以上	0.92%
記入なし	0.00%

第3表 事業場規模別労働者1人あたり年次有給休暇付与日数

事業場規模	付与日数
規 模 計	17.58日
1～29人	15.38日
30～99人	16.08日
100～299人	16.78日
300～999人	18.98日
1,000人以上	18.47日
記入なし	14.62日

第4表 事業場規模別年次有給休暇取得率

事業場規模	取得率
規 模 計	51.27%
1～29人	48.36%
30～99人	50.48%
100～299人	52.90%
300～999人	52.50%
1,000人以上	50.17%
記入なし	52.17%

第5表 事業場規模別心の健康対策（メンタルヘルスケア）に取り組んでいる事業場割合

事業場規模	対策に取り組んでいる事業場
規 模 計	39.21%
1～29人	32.40%
30～99人	47.74%
100～299人	61.87%
300～999人	82.30%
1,000人以上	84.21%
記入なし	0.00%

「仕事と生活の調和推進のための行動指針（内閣府、平成19年12月）」が設定している、
健康で豊かな生活のための時間の確保ができる社会に係る数値目標との比較

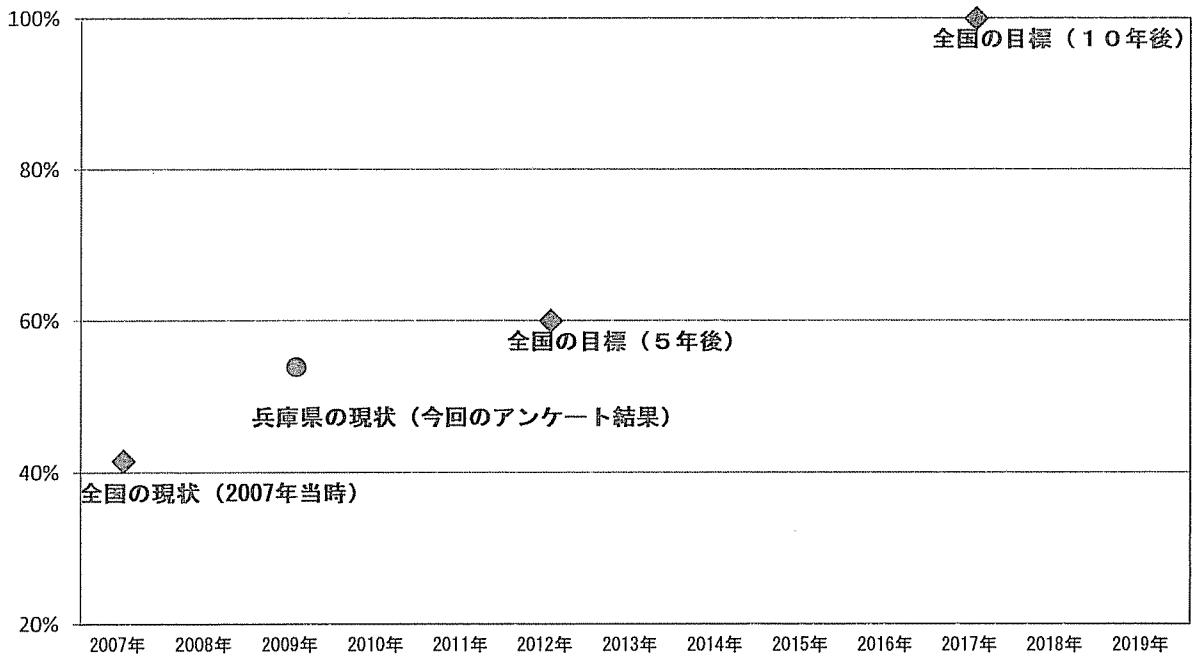
数値目標設定指標	全国数値目標		兵庫県の数値
	現状 (2007年)	目標値 5年後(2012年) 10年後(2017年)	
④ 労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	41.5%	60%	現状 (2009年のアンケート結果) 53.9%
⑤ 週労働時間60時間以上の雇用者の割合	10.8%	2割減	半減 1.2%
⑥ 年次有給休暇取得率	46.6%	60%	完全取得 51.3%
⑦ メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所割合	23.5%	50%	80% 39.2%

資料出所：内閣府「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成19年12月）

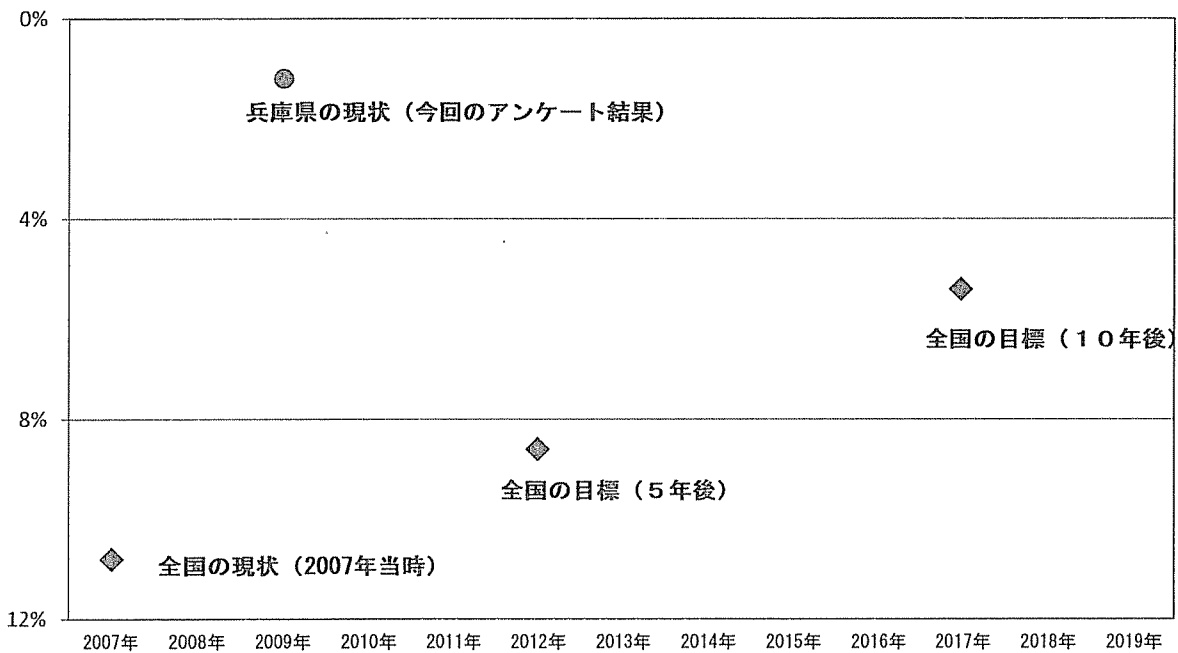
注 意：全国数値目標は内閣府「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成19年12月）によるものです。

行動指針^(※1)が定める全国目標と、兵庫県の状況の比較

④ 労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合

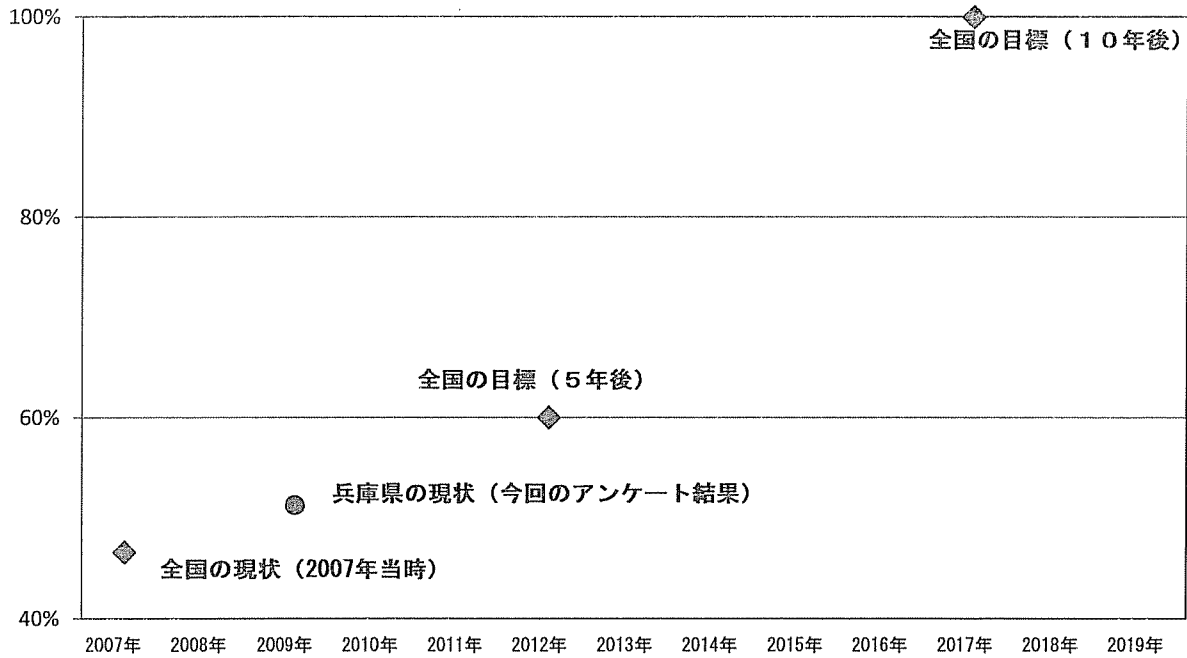


⑤ 週労働時間60時間以上の雇用者の割合

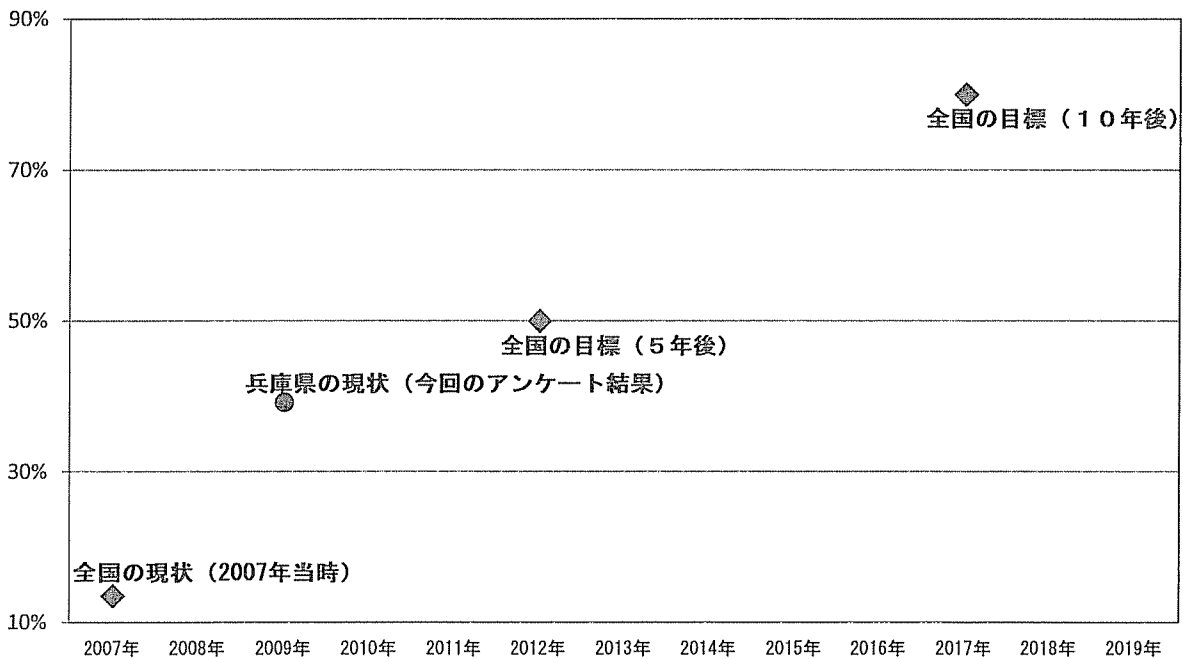


注意：このグラフだけ、数値軸を反転させています。

⑥ 年次有給休暇取得率



⑦ メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所割合



※1 「行動指針」とは、「仕事と生活の調和推進のための行動指針（内閣府、平成19年12月）」のことです。

仕事と生活の調和（ワークライフバランス）アンケート 平成 21 年 6 月 1 日

事業主の皆様へ

兵庫労働局
各労働基準監督署

仕事と生活の調和がとれた社会の実現に向けて、政府として、下表に示すように年次有給休暇の取得率の向上等の数値目標を設けています。ただし、この数値目標は社会全体として達成することを目指す目標であり、個々の企業や個人に課されるものではありません。

その兵庫県内における状況を把握するため、このたび標記のアンケートを実施することにしましたのでご協力いただきたくお願いいたします。事業場単位の数値が不明で企業全体の数値が明らかな場合は、企業全体の数値で回答して下さい。なお、回答結果は統計としてのみ使用いたします。

提出先：兵庫労働局監督課（ファックス 078-367-9165）又は所轄労働基準監督署

提出方法：持参、郵送、ファックス送信のいずれかの方法

提出期限：平成 21 年 7 月 10 日（金）

事業場名				事業内容				労働者数（パート等を含む） 人						
所在地						電話番号								
労働保険番号						記入者職名		氏名						
都道府県	所掌	管轄	基幹番号			枝番号								
アンケート項目					(参考) 現状(全国) 2007年				数値目標(全国)					
									2012年		2017年			
1	あなたの事業場では労働時間等の課題について労使の話し合いの機会を設けていますか。 該当する番号を○で囲んでください。				1	はい	労使の話し合いの機会を設けている割合 41.5% 労使の話し合いの機会とは労働時間等設定改善委員会、労働組合との定期協議、労使懇談会の開催等をいう。				60%	全ての企業で実施		
					2	いいえ								
					3	わからない								
2	あなたの事業場で平成 21 年 5 月 24 日(日)から 5 月 30 日(土)の 1 週間に 60 時間以上労働した労働者は、何人いますか。この時間には時間外・休日労働を含めます。該当者がいない場合は、0 と記入して下さい。				人				週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合 10.8% 総務省「労働力調査」(平成 18 年)による。				2 割減	半減
3	あなたの事業場の年次有給休暇について教えてください。				人				年次有給休暇の取得率 46.6% 厚生労働省「就労条件総合調査」(平成 19 年)による。				60%	完全取得
	(1) 平成 20 年(又は平成 20 会計年度)に年次有給休暇の取得資格のある労働者数は何人ですか。													
	(2) 平成 20 年(又は平成 20 会計年度)の年間延べ取得日数は何日でしたか。													
(3) 平成 20 年(又は平成 20 会計年度)の年間延べ付与日数(繰越日数は除く)は何日でしたか。				日										
4	あなたの事業場では、心の健康対策(メンタルヘルスケア)に取り組んでいますか。 該当する番号を○で囲んで下さい。				1	はい	心の健康対策に取り組んでいる事業所割合 23.5% 心の健康対策とは、「相談(カウンセリング)の実施」、「定期健康診断における問診の実施」、「職場環境改善」、「労働者等の教育研修、情報提供」等をいう。				50%	80%		
					2	いいえ								
					3	わからない								